

## 4 注意点

- ・同一種類の助成については、一つの建物に対して1回限りとなります（年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません）。ただし、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車は、この限りではありません。
- ・1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・未使用品であること。
- ・太陽光発電システムの最大出力、太陽熱温水器・ソーラーシステムの集熱面積、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。
- ・遮熱塗装等断熱改修、直管型高効率・LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。
- ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- ・太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも対象とします。なお、設置済の機器については、過去にかつしかエコ助成金で助成を受けたもの又は平成30年度かつしかエコ助成金の対象機器等の要件に該当するのものとします。
- ・印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください（スタンプ印不可）。
- ・見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です。

## 5 申込に必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書（第1-1号様式）の裏面をご覧ください。  
設置工事前の申込となります。（建売住宅の場合は引渡し前）

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車、ゼロエネルギーハウス（ZEH）は購入後の申請となります。

⇒かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7-2、3号様式）をご覧ください。  
（区ホームページからダウンロードしてください。）

- ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車⇒第7-2号様式
- ・ゼロエネルギーハウス（ZEH）⇒第7-3号様式

## 6 設置完了後の手続き

機器等の導入完了後、2カ月以内に以下の必要書類を提出してください。

- ① かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書（第7号様式）
- ② 対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し（原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し）
- ③ 機器等の設置又は施工後の現況写真（建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真）  
太陽光発電システム、太陽熱温水器・ソーラーシステムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。遮熱塗装等断熱改修の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶の写真等をご提出ください。
- ④ 申請者が設置した住宅に居住していることを確認できるものの写し（保険証、運転免許証、住基カード、住民票などで住所とお名前の記載があるもの）
- ⑤ 太陽光発電システムの場合は、電力会社との「電力受給契約申込書」または「接続契約のご案内」の写し
- ⑥ かつしかエコ助成金交付請求書（第10号様式）

## 平成30年度 個人住宅用 かつしかエコ助成金のご案内

- ・集合住宅や事業所への導入については、「集合住宅用」または「事業所用」をご覧ください。

## 1 申込受付期間

平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）

- ・一部を除き設置工事前の申込です。

詳しくは **3 助成対象機器等と助成金額** をご確認ください。

- ・工事完了後は **2カ月以内** に設置完了報告書類を提出してください。

## 2 助成対象者

次の要件をすべて備えた方になります。

- (1) 区内の自ら居住し、又は居住する予定の住宅に、新たに対象機器等を導入（リース・レンタルは除く）する個人の方で、原則として世帯主とする。
- (2) 平成29年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。（平成28年分の所得）
- (3) 賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合は、住宅の所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (4) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- (6) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (7) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (9) 次ページ **3 助成対象機器等と助成金額** の表どおりの対象機器等を導入すること。
- (10) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。（キャッシュバックがあった場合、助成金を返還していただくことがあります。）

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話： 03-5654-8228 または 03-5654-8531

FAX：03-5698-1538

### 3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前 (対象設備が付帯する新築建売住宅を購入する場合は引渡し前)	・住宅の上屋等に設置する機器で、太陽電池の最大出力合計が1kW以上10kW未満のもの。 ・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	1kW当たり80,000円(限度額400,000円) ※蓄電池併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
太陽熱温水器		財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器	1㎡当たり20,000円(限度額100,000円)
太陽熱ソーラーシステム		財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステム	1㎡当たり30,000円(限度額150,000円)
家庭用燃料電池(エネファーム)		燃料電池コージェネレーションシステムであって、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格出力0.5kWから1.5kWまでの間であること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準(JIS C 8823)に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	1台まで 50,000円
蓄電池		経済産業省が実施する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業」、環境省が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業」において当該事業の執行団体が指定しているもの又は経済産業省の実施していた「住宅省エネルギーノベーション促進事業」において、当該事業の執行団体が指定していたもの。	助成対象経費の1/4(限度額200,000円) ※太陽光発電システム併設の場合は助成額全体に50,000円を加算
遮熱塗装等断熱改修 ※新築は対象外	設置工事前	① 屋根・屋上・壁等における高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が50%以上又は同等以上の性能であること。 ② 窓における遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(㎡・K)未満(コーティング材の場合は6.0W/(㎡・K)以下)であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。 ※可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満とする。 ③ 断熱改修(外壁、屋根・屋上、天井、床、窓) 外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4(フラット35S)技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0(W/㎡・K)以下を満たすものであること。	①については、助成対象経費の1/4又は施工面積(㎡)×1,000円(助成単価)のいずれか小さい額 ②については、助成対象経費の1/4又は施工面積(㎡)×3,000円(助成単価)のいずれか小さい額 ③については、助成対象経費の1/4  (①～③合わせて限度額200,000円)
直管型高効率・LED照明機器(助成対象経費が10,000円以上の改修) ※新築・新規設置は対象外		高周波点灯専用形(Hf)蛍光灯又はLED照明機器で、いずれの場合も直管型の従来型蛍光灯から照明器具とランプが一体となっている又は照明器具及びランプの双方を交換する、消費電力の削減につながるもの。 (ランプのみの交換の場合は不可)	助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円(助成単価)のいずれか小さい額(限度額50,000円)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車	要件となる補助金の交付決定後	経済産業省の実施する「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」における補助対象車両として補助を受けたもの。 平成25年4月1日以降に購入したものであること。 ※使用の本拠の位置が葛飾区内であること。(「使用の本拠の位置」とは、自動車検査証に記載された使用の本拠の位置のことです。)	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金における交付額の1/4(限度額250,000円)
ゼロエネルギーハウス(ZEH)		経済産業省が実施する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業」、は環境省が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業」又は経済産業省が実施していた「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)」支援事業若しくは「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」のいずれかの事業における補助対象住宅として、当該事業の執行団体より補助を受けた住宅で、平成29年4月1日以降に工事が完了又は引渡しを受けたもの。	各補助事業の補助額の1/4で1戸まで(限度額300,000円)